



## JSG ニュースレター

**営利事業が借手となるリース物件の会計事項に関し、  
2019 年度から IFRS 第 16 号「リース」を適用した場合の  
営利事業所得税申告規定を財政部が近日公表予定**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部リリースの[ニュースレター](#)によると、営利事業が借手となるリース物件の会計事項に関する規定を近日公表予定です。当該規定によると、営利事業が 2019（民国 108）年度より国際財務報告基準（以下 IFRS）第 16 号を適用し、当期の営利事業所得税の申告を行う際に、除却や原状回復に要する原価又は未実現損益等について自ら税務上の加減算調整を行わなければならないほか、その他の事項については当該会計基準の規定に従って関連する原価費用を認識しなければならないとしています。

財政部の説明によると、公開発行会社が 2019 年度からリース会計基準を国際会計基準（以下 IAS）第 17 号から IFRS 第 16 号に変更したのに合わせて、「短期リース」又は「原資産が少額であるリース」の二種類の状況下でリース料の支払いを支払リース料として費用処理することを選択できる以外に、その他のリースについてはリース契約における最低支払リース料総額の割引現在価値をその他の関連原価費用とともに「使用権資産」及び「リース債務」として計上し、每期「減価償却費」及び「支払利息」

を計上しなければなりません。現行の営利事業所得税申告に関しリースに関連する収入又は費用の認定については、原則は財務会計の基準を参照することになっていますが、上記の会計基準の費用項目と金額の計上方法にはすでに相違が生じています。そのため、**財務会計と税務処理の差異を明確化し両者間の差異を適度に縮めることを目的として、2019 年度から、営利事業が借手となるリース物件の会計事項について IFRS 第 16 号を適用する場合、営利事業所得税の申告時には、当該会計基準に従い原価費用を計上しなければならないと規定する予定です。**但し、当該基準と現行の台湾所得税法（以下「所得税法」）の関連規定が異なる下記部分については、所得税法の関連規定に基づき処理しなければなりません。

- 使用権資産の原価に除却、移動又は現状回復に係る見積原価が含まれている場合、関連する減価償却費を計上することはできず、実際発生時に当該費用を損金として計上する。
- 使用権資産を耐用年数に基づき減価償却する場合、当該耐用年数は所得税法第 51 条に規定する有形固定資産の耐用年数表に規定する最短の年数より短くすることはできない。
- 国際財務報告基準に基づき評価する資産の減損損失及び評価損益等の未実現損益については、確定申告書上で加減算調整を行わなければならない。

### 勤業衆信の見解

営利事業が IFRS 第 16 号の適用下における営利事業所得税の申告処理について、今般の財政部による対応は、先般の IFRS 第 15 号に関する解釈で出された見解と異なり、納税義務者における実際の財務諸表の表示方法を考慮し、営利事業が会計と財務の差異調整に関するコンプライアンスのために発生するコストを検討の出発点としています。その為、会計と税務を一致させる方法を採用していることは評価に値します。

会計と税務を一致させる処理原則の下、営利事業の期首残高に関し、期首剰余金の遡及調整による会計処理を適用している場合、当該期首剰余金調整額は、営利事業所得税審査準則第 111 条の規定に基づき、当期の営業外損失又は営業外収入に計上して課税が行われます。期首残高には、子会社や持分法適用会社の合併に伴う調整も含まれている場合があり、営利事業は本件に関する影響額のみ計上する必要がある点注意が必要です。このほか、営利事業が IFRS 第 16 号適用下における期首残高について剰余金の減額が多くなる場合、営利事業が一括で営業外損失を計上することになり、2019 年度の納付すべき法人所得税を減額すること

につながるため、当該営利事業の納税に係る納税の資金的プレッシャーを緩和することに繋がります。

#### 【参考：所得税法 条文抜粋】

##### 第 51 条

固定資産の減価償却方法は、定額法、定率法、級数法、生産高比例法、作業時間法またはその他の主務機関の査定を得た償却方法を基準とする。資産の種類が雑多である場合は、分類して総合計算することができる。

各種固定資産の耐用年数は、固定資産の耐用年数表の規定に従う。ただし水および空気の汚染防止のために追加設置した設備については、耐用年数を二年に短縮する。

各種固定資産について減価償却を計算するときの耐用年数は、政府の奨励により特別に短縮する場合を除き、当該表規定の最短年数より短くならない。

条文原文：中国語 英語

#### 【参考：営利事業所得税審査準則 条文抜粋】

##### 第 111 条

前期損益に係る収入、原価、費用又は損失の調整を、資本準備金、繰越損益又はその他の持分科目に直入する場合、簿外による調整を行い、それぞれ当期の営業外収益または損失に算入するとともに、所得税法及び本準則の規定に基づき関連損益を調整しなければならない。但し、営利事業が国際財務報告基準若しくは企業会計準則公報の初度適用、又は国際財務報告基準のバージョン間の変動または会計原則の変動に伴って前期の損益項目を調整する場合、本準則第 2 条第 2 項の規定に基づき所得税確定申告時に自ら調整を行うときは、これを適用しない。

条文原文：中国語



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立

した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

# 財政部近日將核釋營利事業承租資產會計事項自 108 年度起採用 IFRS 16「租賃」之營利事業所 得稅申報規定

財政部近日將核釋營利事業承租資產之會計事項，有關自 108 年度起採用 IFRS 16 於辦理營利事業所得稅申報時，除估計拆除、復原成本或未實現損益等應於申報時自行調整減列外，其餘事項係依[該會計準則規定認列相關成本費用](#)。

財政部說明，配合公開發行公司 108 年租賃會計將由 IFRS16 取代 IAS17，其承租人之會計處理，除符合「短期租賃」或「低價值標的資產」2 種情形仍得選擇依給付租金認列租金支出外，其餘租賃應將租期內之應付租金折算現值連同租賃相關成本認列為「使用權資產」及「租賃負債」，並逐期認列「折舊費用」及「利息費用」。由於現行營所稅申報之租賃相關收入費用認定，原則上係參照財務會計公報規定，惟因上開新會計準則之費用項目及金額認列方式已有不同，為資明確及適度縮短財務會計與稅務處理差異，爰規定自 108 年度起，營利事業承租資產之會計事項採用 IFRS16 者，於辦理營利事業所得稅申報時，應依該會計準則認列成本費用，但該準則與現行所得稅法相關規定不同之部分舉例如下，仍應依所得稅法相關規定辦理：

- 使用權資產之成本中屬於拆卸、移除或復原之估計成本者，不得提列折舊費用，應俟實際發生時以費用列支；
- 使用權資產按耐用年數提列折舊者，其耐用年數不得短於所得稅法第 51 條規定固定資產耐用年數表規定之最短年限；

- 依相關國際會計準則評估之資產減損損失及評價損益等未實現損益，仍應於結算申報書調整減列。

### 勤業眾信觀點

財政部針對營利事業適用 IFRS 16 下於營所稅申報之處理，有別於先前對 IFRS15 核釋之見解，係考量納稅義務人之實際財務報表表達方式，以降低營利事業財稅差異調整之遵循成本之觀點出發，採財稅一致之作法，其作法值得正面肯定。

在財稅一致的處理原則下，如營利事業開帳數係採用追溯調整期初保留盈餘調整數之會計處理，則其期初保留盈餘調整數得按查核準則的 111 條規定列入本期營業外損失或營業外收入課稅。因開帳數係包含合併子公司或權益法投資公司的開帳數，營利事業應注意僅能計入本身的開帳影響數。此外，營利事業適用 IFRS 16 之開帳數多為調減保留盈餘，給予營利事業一次認列營業外損失，可減少營利事業 108 年度應納所得稅，有助緩解營利事業納稅的資金壓力。

### 【參考：所得稅法 條文摘錄】

#### 第 51 條

固定資產之折舊方法，以採用平均法、定率遞減法、年數合計法、生產數量法、工作時間法或其他經主管機關核定之折舊方法為準；資產種類繁多者，得分類綜合計算之。

各種固定資產耐用年數，依固定資產耐用年數表之規定。但為防止水污染或空氣污染所增置之設備，其耐用年數得縮短為二年。

各種固定資產計算折舊時，其耐用年數，除經政府獎勵特予縮短者外，不得短於該表規定之最短年限。

條文原文：[中文](#) [英文](#)

### 【參考：營利事業所得稅審查準則 條文摘錄】

#### 第 111 條

前期損益調整收入、成本、費用或損失直接列入資本公積、累積盈虧或其他權益科目者，應作帳外調整，分別列入本期營業外收入或損失核計，並依所得稅法及本準則規定調整相關損益。但營利事業首次採用國際財務報導準則或企業會計準則公報，或因國際財務報導準則版本差異或會計原則變動而調整之前期損益項目，應依第二條第二項規定，於辦理所得稅結算申報時自行調整者，不適用之。

條文原文：[中文](#)



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte(“DTTL”)並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利